

令和元年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシート **新築又は取得用** **一面**

このチェックシートは、令和元（平成31）年中に贈与を受けた金額に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。※原則として、申告期限までに、申告書及び添付書類の提出が必要です。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和元年分贈与税の申告のしかた」の「**令和元年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート②－1 新築又は取得用**」を併せてご使用ください。

- ① 令和2年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合
- ② 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）した場合

※ 上記①に該当する人は、「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項の「取得をした」を「取得をする」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成11年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	新築又は取得した住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
4	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金額の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋を取得していますか。 (注) 1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和2年3月15日までにその引渡を受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	はい	いいえ
6	新築又は取得した住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50m ² 以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240m ² 以下）がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
7	【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内（耐火建築物の場合は25年以内）に建築されたもの (注) 「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして二面の「No.5・6・7」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、二面の「No.5・6・7」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和2年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、二面の「No.5・6・7」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか（注）。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。詳しくは税務署にお尋ねください。	はい	いいえ
9	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和2年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

令和 年 月 日

受贈者の住所：_____ 受贈者の氏名：_____ フリガナ _____

令和元年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧

新築又は取得用

二面

この添付書類一覧は、令和元（平成 31）年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1～9」は、一面の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1 ・ 2	○ 受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

9	<p>① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定期を記載した書類</p> <p>② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

○その他に必要な添付書類

10	○ 相続時精算課税選択届出書	<input type="checkbox"/>
11	○ 受贈者の戸籍の附票の写しなどで、受贈者が20歳に達した時以後又は受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類 （注）受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>
12	○ 贈与者の住民票の写しなどで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類 （注）1 添付書類として、住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いいたします。 2 上記「No. 1・2」に掲げる書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>
13	○ 贈与者の戸籍の附票の写しなどで、贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類 （注）上記「No.12」に掲げる書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成15年1月1日以後、贈与者の住所に変更がないときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>